

市町村の災害応急対応と府等からの支援

【災害対応に関する市へのヒヤリング】

○大阪府北部を震源とする地震により災害救助法の適用を受けた 13 市町のうち、多数の住家被害が発生し、他の自治体等からの支援が多かった 7 市を対象にヒヤリングを実施。

※対象市：箕面市、豊中市、高槻市、茨木市、吹田市、摂津市、枚方市

○ヒヤリング項目は以下の通り

- ・地震発生後の初動対応（職員参集、関係機関連携、庁内体制、BCP）
- ・受援体制（人的支援・物的支援）
- ・物資の調達・確保
- ・避難所運営
- ・避難行動要支援者の支援（安否確認）

【ヒヤリング結果（概要）】

■初動対応（職員参集、関係機関連携、庁内体制、BCP）

各市の状況

- ・発災当日の職員参集状況は、9 時時点で約 5 割、12 時時点で約 7 割。
- ・初動体制の立ち上げに支障なし。
- ・震度ごとに定めた参集基準に従い自動参集。（一部職員で鉄道運行停止の影響あり）
- ・避難所配備要員が自動参集し開設。
- ・消防・警察など関係機関とは日頃の訓練や業務を通じた関係ができており、連携は概ね良好。
- ・府地域連絡部とは直接やり取りがなかった。
- ・府との連携は概ねできた。
- ・府との連絡体制について、課題ごとに入ってくる連絡に対し、市の窓口体制が追いつかず。
- ・府の緊急防災推進員をうまく活用した市（o-dis 入力に従事してくれ助かった、参集途上の被害報告を受けた、発災初日に o-dis 入力や電話対応で大変活躍してもらい感謝）とそうでない市（市職員が電話対応に追われ指示が出来なかった、市の体制が追いついておらず活動連携できず）があった。
- ・庁内各部署の役割分担は概ね機能したが、一部の市では職員の役割の理解不足から支障があった。
- ・災害応急対応と通常業務を初期から並行して実施したことにより人員確保に苦慮した。

■受援体制（人的支援、物的支援）

各市の状況

- ・受援計画は 1 市を除き未整備（2 市で今年策定の予定）
- ・初期のプッシュ型人材派遣を受けた際、応援職員の業務割り振りが上手くいかなかった。
- ・災害を経験した自治体からの応援職員のアドバイスが非常に頼りになった。
- ・応急危険度判定や住家被害認定調査（り災証明）の専門分野の派遣要員には大変感謝。
- ・応急危険度判定と家屋被害認定調査要員は経験者を集める仕組みがほしい
- ・応急危険度判定、住家被害認定調査の要員について、件数が激増した際に支援要請してもすぐに来なかった。
- ・被災地としてニーズ把握できていない状況では応援内容の提案があるとありがたい。
- ・特定のスキルをもった職員が少ない中で、市長会からの応援要員は頼りになった。
- ・時間経過とともに変化するニーズが予測できるアドバイザーを派遣してほしい。
- ・他自治体等からの公用車の貸与は助かった。
- ・物資について状況が変化する中でニーズをうまくとらえて府に伝えられなかった。
- ・2 市については、「相互援助協定」があったが支援要請をしなかった。

■物資の調達・確保

各市の状況

- ・ブルーシートについては、市の協定に基づき民間や他自治体で調達と府への支援要請で対応。
- ・ブルーシートの必要枚数の想定に苦慮し、結果、後手に回ってしまった。
- ・ガス停止に伴うカセットコンロについて、大阪瓦斯に要請し、対応してもらった。
- ・市拠点で物資を受け入れた後の各避難所への配送の仕組みが必要。
- ・その他の必要な物資は、自己もしくは府への支援要請で概ね円滑に調達。

■避難所運営

| 各市の状況 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・避難所運営マニュアル等が整備されている市と無い市がある。(一部の市は今年度策定予定)・避難所運営は、地区防災委員会が運営することになっており、支障なく運営できた。・留学生が多数の避難所あり (SNS で仲間を呼ぶ)。国際交流協会から通訳などの支援を受けた。・避難所長期化により運営要員の確保に苦慮。・大部分の避難所を当日中に閉鎖。翌日の避難者約 20 名を共同利用施設に集約した。・ほとんどの市は地域の理解が得られず自主防災組織による避難所運営の仕組みが未整備。・小規模の避難所を複数開設した市は、物資の配送などで苦慮。・一部の市では地区防災組織の関与により円滑に避難所を運営したところもあった。・食料・水などはあらかじめ備蓄もしくは搬入対応により特に支障なし。・要配慮者の避難所では保健師との連携により適切に対応した。・外国人旅行者の対応はなかったが、近隣の大学の留学生の対応に苦慮した。 |

■避難行動要支援者の支援 (安否確認)

| 各市の状況 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・大半の市では、要支援者名簿を避難支援等関係者に提供し安否確認、もしくは独自名簿により関係機関又は市が安否確認を実施。・自治会等地域との合意ができていない市もある。・対象者が多く安否確認に時間を要する。・避難支援等関係者の一部で市からの指示があるとの認識から自主的な安否確認開始に遅れが生じた。・個人情報の取り扱いを懸念し、名簿情報の提供を拒否する地域がある。 |

【 検 討 事 項 】

I 市町村での対応を促すもの

- (1) BCPの再検証
 - ・発災直後の優先業務の整理・確認
 - ・災害応急対策に取り組む全庁体制の迅速な立ち上げの調整
- (2) 市町村受援計画の策定
 - ・プッシュ型を想定した人材・物資の活用計画の検討・作成
 - ・各市町村における災害応急対策にかかる必要人員の整理
 - ・市拠点から各避難所への配送ルールの作成
- (3) 住家被害認定調査・り災証明書発行業務にかかる庁内人員の養成
 - ・研修の実施等
- (4) 避難所運営マニュアルの策定
 - ・避難所運営マニュアルを整備し、長期化も見越した運営方法を規定 (警備会社など外部委託、ボランティア活用、外国人対応、ペットの対応等)
 - ・自主防災組織等による避難所運営の体制構築と地域の理解促進
- (5) 避難行動要支援者への支援方策
 - ・避難支援等関係者との連携体制の構築
- (6) 自衛隊派遣要請の意義・手順の確認
- (7) 防災協定等の締結企業の活用

II 大阪府が支援を行うもの

- (1) 市町村の受援計画作成支援
 - ・先進事例 (他の市町村の作成例など) の収集・情報提供
- (2) プッシュ型人材派遣
 - ・災害発生時に府は被災市町村の混乱状況を踏まえ、業務内容を指定して人員を派遣。
- (3) 被災市町村の状況を適切に把握し、災害応急対応のアドバイスや府本部との調整を行う要員の確保
 - ・現地情報連絡員 (リエゾン) の手引きの作成
 - ・南海トラフ巨大地震等大規模広域災害に対する広域的な支援を前提とした関係者との調整 (継続)
- (4) 専門分野の職員の確保
 - ・各市町村の専門分野の職員数の事前調査
 - ・府内市長会、町村長会との派遣要請、手順の確認
 - ・南海トラフ巨大地震等大規模広域災害に対し、広域的な支援が円滑に得られるよう関係者と調整 (継続)
- (5) 緊急防災推進員の業務内容の整理と研修
 - ・従来業務内容の確認、当該職員からのヒヤリング
 - ・業務内容の再整理
 - ・訓練、研修を通じた業務の習熟
 - ・勤務時間内発災における要員確保の検討
- (6) 防災協定等の締結企業の活用